

行政における再発防止等調査特別委員会会議記録（第2回）

令和5年9月28日（木）

1 出席委員（7名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	栗尾典子
委員	仁科文秀	委員	藤井義明
委員	山本 聡		

議長 妹尾博之

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名（なし）

4 事務局職員

議会事務局長 塚本真一 議会事務局次長 虫明 隆

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前11時40分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

ただいまの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第2回の行政における再発防止等調査特別委員会」を開会します。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（妹尾博之）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。それでは、早速ですが、協議案件「国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理に関する請求資料について」を議題とします。

先ほどの本会議におきまして、議会の検査権に関して議決されました。この検査権を行

使して、国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理に関する資料を執行部に請求したいと思いをします。

請求書類に関して事務局から説明願います。

◎事務局長（塚本真一）

今、タブレットに配信させていただきました。請求書類の内容につきましては、まず、債権管理台帳というのがあります。その上で今、配らせていただいたんですけど、債権管理台帳というのが笠岡市債権管理マニュアルの中で、干拓の事業の負担金が強制徴収公債権になりますので、その債権につきましては、それぞれ債権管理台帳を作成しなければならないというのがありますので、債権管理台帳をまず1点目で請求させていただこうと事務局では考えております。それ以外にも、今お手元に配信させていただきました。それぞれの書類を請求させていただこうと思っております。書類については以上でございますが、先ほども説明の中でさしていただきましたが、国営の笠岡湾干拓事業負担金ですが、収納対策課の方が所管で強制徴収公債権として分類されまして、今、債権の管理を行っております。先ほど申しあげました債権管理マニュアルの記述の中では、この債権管理につきましては、監査委員の監査、これは地方自治法の第98条第1項に規定されております。と、議会の検査権、先ほど本会議で議決いただきました、検査権ですが、この2つが、債権の管理の検査の対象となります。また、先ほど申しあげました、債権管理台帳につきましては、債権管理マニュアルでは、情報公開の請求の対象となります。ただし、情報公開を請求した場合には、債権の個人情報等に十分留意しながら、それぞれの条例規則で公開を行うべきものとなっております。ですから、一番主なものとしては、債権管理台帳がこれが主となるというような考えでおります。

以上ですが、副委員長、補足があれば願います。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと補足説明をさせていただきます。先ほど、局長から話があった通り資料、今回の資料請求のメインは債権管理台帳ということになります。その債権管理台帳の中に、笠岡市債権管理マニュアルによれば、この債権管理台帳に、先ほどお配りをした情報が全て記載をしなければならないというルールになっておりますので、これが出てくれば、このたびの資力がある該当者に即時消滅を行ったか否かの記録が出てくる可能性があるというふうに思っております。そこをしっかりと出てきた資料に基づいて、検査を行いたいというふうに考えております。諸々たくさん先ほど配布した資料に書いてありますが、それは

全て、この債権管理台帳、詳細に分解をしたものというふうに、何となくですが、イメージをしていただければ間違いないかなというふうに思っております。その債権管理台帳というものは、笠岡市債権管理マニュアルに書いてあります文書を紹介します。ここに書いて配付した資料に書いておりますが、笠岡の債権である国営笠岡湾干拓事業負担金は収納対策課が所管をしております。それは強制徴収公債権という債権に区分をされます。その債権管理は、監査委員による監査、また、議会の検査権による検査等の対象となります。管理マニュアルにそう書かれております。また債権管理台帳は、情報公開請求の対象となります。情報公開請求がなされた場合、債権者の個人情報等に十分留意しながら、笠岡市情報公開条例および笠岡市情報公開条例規則に従い公開を行うべきものとなります、というふうにマニュアルに書かれてございます。ので開示請求を行った経緯がありますが、検査権がないので、付与されていないので、開示はできませんというのが、概ねの市の今現在の回答でございました。

よって、この度検査権が付与された上で開示請求を行いますので、どのような資料が出てくるのかというのが注目されるところでございます。出てきた資料によって、改めて検査が進むかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つ配布をしております。これが、何かと言いますと、令和4年度、令和5年度、2年度にわたる起案文書の一覧でございます。起案書といいますのは、民間企業でいういわゆる稟議書の一覧となります。この稟議書の一覧、起案書の一覧を、全てこの度、開示請求を行って、その内容を精査したいというふうに思っております。

◎事務局長（塚本真一）

追加で、先ほどこの資料につきましては、齋藤議員の方から議長を通して、執行部の方に資料請求したものの一部です。その中で債権管理マニュアルというのもありました。これについては、後ほど、メールで情報提供させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さんから御意見御質問ございますか。

○委員（藤井義明）

今、これは情報公開というのは当然できるということであったはずなのかな。情報公開条例に値するというので、情報公開の中で、資料提供したわけでしょう。1回目出てきたのがこれですか。

◎事務局長（塚本真一）

齋藤委員が請求したもののというのが、それぞれの管理台帳ですが、ものとしては全て黒塗りでした。項目は全て黒塗りでした。それ以外に、も債権管理マニュアルについては、ほぼ何もない。起案一覧も請求しましたので、出てきました。

○委員（藤井義明）

これが出てきて。マニュアルも請求したから出てきたんだよね。そこまでなんだな。今のところ。

○副委員長（齋藤一信）

条例に従えば、開示請求に開示請求をしたが、出せない理由は、その開示請求した人きちんと伝えないけんよ、というルールがございます。文章でそれがきました。それは、守秘義務、個人情報関係で、これは出せませんと、御了承くださいというような趣旨のものでございました。

○委員（大月隆司）

ざっくり全体の流れは一応理解はしているつもりです。ここで、今後、議論していくにあたって、今までの流れも含めて、一遍整理をして、資料もつけてもらって、出していただく。というのが、まず第1条件というか、前提として、みんなでレベル一緒にしとかないと、何をどうして、どういうふうに、これから検査していくのか全くバラバラじゃあ話にならないので、とりあえずはその作業をしてもらう。その中で、資料請求を執行部にしても出てこんことがあって、今日決めました。でも、黒塗りでしたとか新たにこういう資料がとかああいう資料があるとかいうような話も多分あると思うので、そういうふうなものは含めて、正副委員長に、そこの部分は請求するというのは一任はできるんだと委員会として。まず資料が出揃わんことには何も議論が進まないので、まずそこを整えてもらってから、話をしましょうというのがルールかなというふうに思うんですが。どうなんでしょ。今の状態で何か議論するって、何を議論しているかようわからんだけ。

○委員（藤井義明）

だから、その資料請求をここでどうするかいうのを決めるんですよね。

○委員（大月隆司）

今決めても、多分、その出し渋りとかいろいろあると思うんですよ。新たにこういうふうな資料もあるし、資料もあるのか、出てくると思うので、その文書を見たら、こういう資料がありますよとかいうのがわかった時点で、また委員会を開いて、それを請求し

ていいですかいう確認とりようたら、スピーディーにできないので、正副委員長に一定程度一任をして、ベースが揃った時点で議論していかないと、その都度資料請求するだけで寄るっていう話になるんだけど、どこら辺まで委任ができるんか。

○委員（藤井義明）

資料請求のみができるんだろう。委員長，副委員長に任せますって言うときばいいんじゃないろう，で，ある程度集まったところで，委員長，副委員長は皆さんちょっと言ってくださいっていう会議にすればいいんで。

○委員（大月隆司）

料理をどういうふうにするんか一定程度そっち側で決めていってもらわんと，いきなりボンと出されて，今の状態で何かせえといっても，できんので。

◎事務局長（塚本真一）

今，資料請求の一覧を載せておりますが，それ以外は先ほど大月委員が言われたように，いろいろな書類が出てくると思います。それにつきましては，事務局の考えでは，正副委員長に，これについて詳細についても一任させていただこうと考えておりました。

以上でございます。

○委員（藤井義明）

これも全部請求したということ。

◎事務局長（塚本真一）

これは，令和4年度，5年度に起案した国営笠岡湾干拓事業の負担金の債権に関する起案した文書の一覧を出してください。今回，斎藤委員が話されましたように，その中身についても，今回請求をした方がいいんじゃないかという意見。

○委員（藤井義明）

タブレットにある部分と，これとするということで理解すりゃあいいですね。

◎事務局長（塚本真一）

はい。

○委員（仁科文秀）

干拓地の事業負担金の債権管理については，監査委員による監査，そして議会の検査権，この両方ができるということが書かれて，今斎藤副委員長が説明されてしまいましたけれども，実際に今これから議会において，検査をしていくということになりますけど，監査の方は，今後，議会の検査を経て，なかなかうまく進まなかったいろいろな問題が出て

くる中で、出てくれば、監査というようなこと、前、意見があったように思うんですけど、現状は監査は、この件について何らかの情報持ってると思いますか、対応してるんですか。あるいは全く対応してないんですか。

○副委員長（齋藤一信）

今現在、監査の方は全く動いてません。監査請求もしていない段階で、また決算が進んでおりませんので、何も彼らは資料も持ち合わせておりませんので、その精査という事態もまだ実行はされておられません。議会からも訴えておりませんので、監査請求も行っていない。

◎事務局長（塚本真一）

次の段階の話となりますけど、次のステップというか、おかしいですけど、監査委員の方に関しては、議会の方から監視をするのはまた議決が必要になるということになりますので、以上です。

○委員長（原田てつよ）

他にございませんか。

ないようでしたら、執行部の関係書類を請求することについて、御異議ないとということによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（藤井義明）

これ資料請求はいつ頃までに進めるんですか。いやそれがグズグズまた伸ばし作戦でやられるのでできるだけ早めに。

◎事務局長（塚本真一）

通常、情報公開条例で市民の方から請求があった場合、2週間という期限がありますので、2週間かなと私は思ってます。以上です。

○委員長（原田てつよ）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

詳細につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います、それによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

閉会にあたりまして、副委員長挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

お疲れ様でした。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で行政における再発防止等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時58分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により  
ここに署名する。

行政における再発防止等調査特別委員長

原田てつよ